

複合防火設備（CAS）使用登録 審査申請の手引き

- 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備
（準耐火構造壁・床付き）

CAS－1279（特定防火設備）

- 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／
複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）

CAS－0258（特定防火設備）

- 網入板ガラス入鋼製開き戸（準耐火構造壁・床付き）

CAS－0262（防火設備）

2009（平成21）年6月発行

2011（平成23）年4月改訂

2013（平成25）年3月改訂

2015（平成27）年9月改訂

2017（平成29）年8月改訂

2026（令和 8）年6月改訂

一般社団法人日本サッシ協会

はじめに

■ 申請企業の資格要件

「協会が取得した複合防火設備（遮煙防火設備）」の使用登録申請を行う企業は以下の要件を満足する必要があります。

	要 件	備 考
1	当協会の正会員又は二種準会員（防火戸事業会員）であること。	

附則

1. 協会は品質管理状況確認の為、必要に応じ使用登録企業へ立入検査を行う権利を有します。
2. 使用登録企業は協会が主催する品質確保などを目的とした技術研修会の受講義務があります。

■ 使用登録申請審査

申請要領にもとづき企業は申請書を作成し、協会審査を受ける必要があります

■ 登録申請審査等に関する費用（各認定番号ごと、金額は税別）

1. 審査費用 ￥30,000 / 1件
2. 初回証紙印刷費用

証紙代 ￥22,000（初回100枚分）、証紙版下費用 ￥20,000

■ 審査合格結果をもって、使用登録証を登録企業へ発行いたします。

■ 2026年6月の改訂：2025年8月に取得したCAS-1279の運用開始に関する事項の更新

※一般社団法人日本サッシ協会への入会に関しては事務局まで問合せください。

審査申請の手引き目次

1. 目的	1
2. 審査申請について	1
2. 1 大臣認定制度での運用	1
2. 2 審査申請の区分	1
2. 3 審査申請を必要とする時期	1
3. 申請フロー	2
4. 審査申請書類一覧表	3
5. 審査申請書類等作成要領	5
5. 1 使用登録申請図書表紙	5
5. 2 使用登録申請書	7
(1) 新規申請	7
(2) 変更申請	8
(3) 取り消し申請	10
5. 3 製造工程説明書	11
5. 4 品質管理説明書	12
5. 5 品質管理項目	13
5. 6 施工管理説明書	14
5. 7 会社概要	15
5. 8 工場名一覧表	16
5. 9 付表1・自社工場	18
5. 10 付表2・委託工場	19
5. 11 品質管理に関する覚書（申請企業と協会）	20
5. 12 品質管理に関する覚書（申請企業と委託工場）	21
5. 13 参考資料	22
5. 14 登記簿謄本	22
5. 15 誓約書	22
5. 16 遮炎・遮煙性能防火戸証紙頒布契約書	23
5. 17 商品名など一覧表	24
5. 18 主構成材仕様	26
5. 19 副構成材仕様	27
5. 20 構造説明図	29
(1) 申請に必要な構造説明図	29
(2) 図枠及び図面用紙	29
6. ファイル方法	30

1. 目的

この手引きは、CAS-1279、0258、0262／複合防火設備（準耐火構造壁・床付け）の使用登録申請時に会員企業が作成する申請図書の様式、構造説明図などの標準化を図り、申請図書作成の効率化と審査申請に係る事務処理の円滑化を目的に編集した。

2. 審査申請について

2. 1 大臣認定制度での運営

新規申請や変更申請をしようとする会員企業は、認定番号毎に当協会所定の審査申請書類を作成し、審査を受ける。

審査は、申請内容を厳正に吟味し、審査基準の「仕様書」に基づいて行い、審査結果を通知する。

2. 2 審査申請の区分

■申請区分1：新規申請・・・会員企業（正会員及び防火戸特別会員）が初めて使用登録申請することをいう。

■申請区分2～10：変更申請・・・使用登録後に、下記申請区分を変更することをいう、2回目以降は全て変更申請として取り扱う。

申請区分2：商品の追加・・・商品名など一覧表の○印が増えることをいう。
既に○印があって当該欄の商品の追加（タイプ追加）をする場合は、商品仕様の変更として扱う。

申請区分3：商品の取り消し・・・商品名など一覧表の○印が減ることをいう。

申請区分4：商品仕様の変更・・・登録済み商品の仕様を変更することをいう。

申請区分5：商品名変更・・・登録済み商品の商品名を変更することをいう。

申請区分6：社名変更・・・会社名の変更をいう。

申請区分7：会社概要の変更・・・住所、組織変更、製造・品質・証紙管理責任者の変更をいう。

申請区分8：工場名等変更・・・登録済み工場の工場名の変更及び住居表示（所在地は変わらず）の変更をいう。

申請区分9：工場追加・・・新たな工場を追加することをいう。
尚、既申請工場で工場の移転を行う場合は、新しく「工場追加」で申請し、前工場は「工場の取り消し」申請とする。

申請区分10：工場の取り消し・・・登録済み工場を取消すことをいう。

■申請区分11：取り消し申請・・・登録済み商品全体を取り消したことをいう。
（使用登録を取消すことをいう）

2. 3 審査申請を必要とする時期

使用登録の申請は随時受け付けとする。但し、申請書類の申請日付けは全て申請月の1日とする。尚、下記事項に留意のこと。

① 新規申請

申請に当たっては当協会事務局との事前打ち合わせ後に行うこと。

② 変更申請

申請区分6の社名等変更の場合は法手続き完了後、可及的速やかに事務局へ申請のこと。

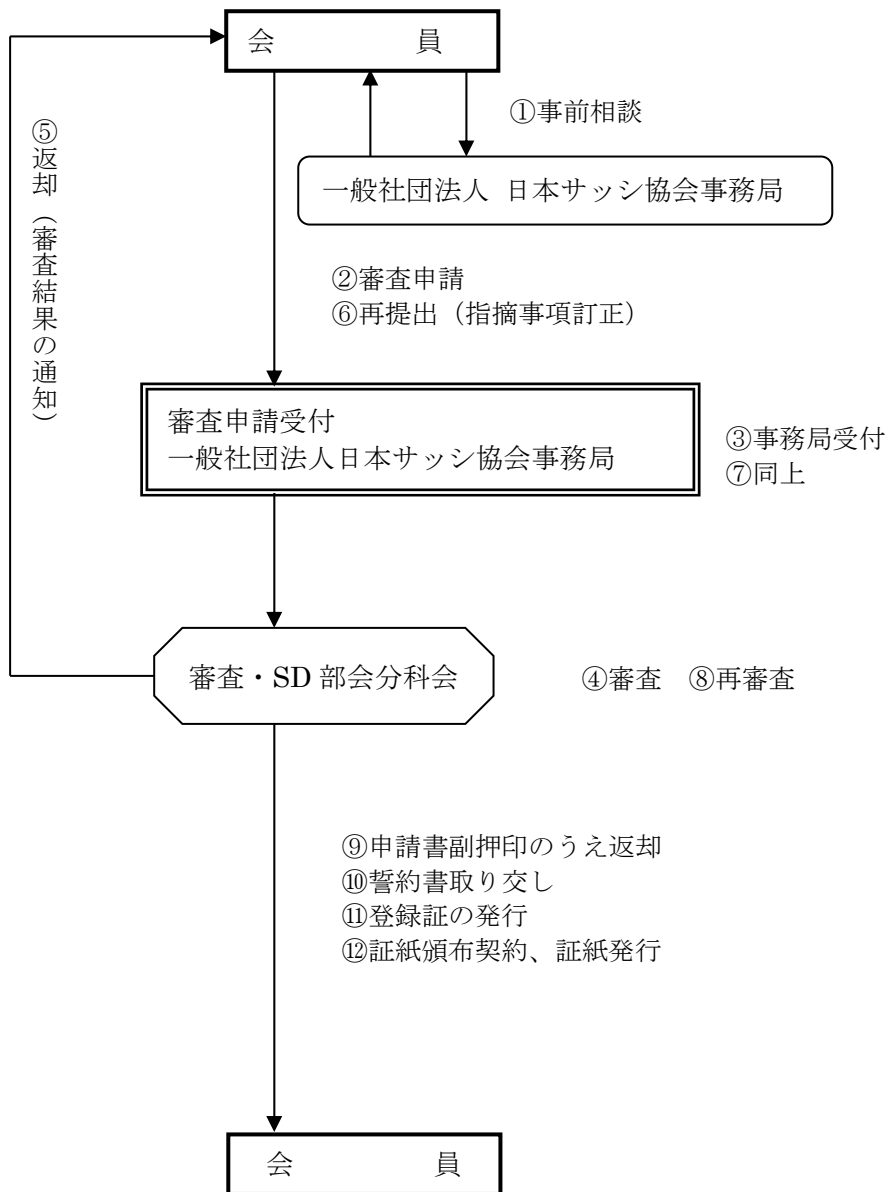
③ 取り消し申請

取り消しがある場合は、事前に事務局へ提出のこと。

3. 申請フロー

申請のフローは図-1のとおり。

図-1 申請のフロー



4. 審査申請書類一覧表

表—1 申請に必要な書類一覧表 (CAS-1279、CAS-0258、CAS-0262 共通)

申請区分 書類名		新規	変更										取消				
		1	2	3	4	5	6	7				8	9	10	11		
		新規申請	商品の追加	商品の取消し	商品仕様の変更	商品名変更	社名変更	会社概要の変更				工場名変更	工場追加	工場取消し	使用登録の取消し		
代表者変更	住所の変更							組織体制変更	責任者変更								
CAS-1279・0258・0262 共通	① 新規申請図書表紙	様式1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	変更申請図書表紙	×	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	様式1-1	×	
	② 新規申請書	様式2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	変更申請書	×	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	様式2-1	×	
	取消し申請書	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	様式2-2	
③ 変更・追加内容説明書	×	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	様式2-3	×	
④ 製造工程説明書	様式3	×	×	×	×	様式3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
⑤ 品質管理説明書	様式4	×	×	×	×	様式4	×	×	様式4(※1)	×	×	×	×	×	×	×	
CAS 毎	⑥ 品質管理項目	CAS-1279	様式5	×	×	×	×	様式5	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0258	様式5	×	×	×	×	様式5	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0262	様式6	×	×	×	×	様式6	×	×	×	×	×	×	×	×	×
CAS-1279・0258・0262 共通	⑦ 施工管理説明書	様式7	×	×	×	×	様式7	×	×	様式7(※1)	×	×	×	×	×	×	
	⑧ 会社概要	様式8	×	×	×	×	様式8	様式8	様式8	様式8(※1)	様式8	×	×	×	×	×	
	⑨ 工場名一覧表	様式9	×	×	×	×	様式9	×	様式9	×	×	様式9	様式9	様式9	×	×	
	⑩ 付表1・自社工場	様式10	×	×	×	×	様式10	×	様式10	×	×	様式10	様式10	様式10	×	×	
	⑪ 付表2・委託工場 ※自工場のみの場合不要	様式11	×	×	×	×	様式11	×	様式11	×	×	様式11	様式11	様式11	×	×	
	⑫ 品質管理に関する覚書	様式12	×	×	×	×	様式12	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	⑬ 品質管理に関する覚書 (委託工場との覚書) (コピー) ※自工場のみの場合不要	様式13	×	×	×	×	様式13	×	×	×	×	様式13	様式13	×	×	×	
	⑭ 参考資料 (一社)公共建築協会評価書、建設業許可証など(コピー)	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	⑮ 登記簿謄本(コピー)	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	⑯ 誓約書	様式14	×	×	×	×	様式14	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑰ 遮炎・遮煙性能防火証紙頒布契約書	様式15	×	×	×	×	様式15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
CAS 毎	⑱ 商品名一覧表	CAS-1279	様式16	様式16	様式16	×	様式16	様式16	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0258	様式17	様式17	様式17	×	様式17	様式17	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0262	様式18	様式18	様式18	×	様式18	様式18	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	⑲ 主構成材仕様	CAS-1279	様式19	様式19	×	様式19	×	様式19	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0258	様式19	様式19	×	様式19	×	様式19	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0262	様式20	様式20	×	様式20	×	様式20	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	⑳ 副構成材仕様	CAS-1279	様式21	様式21	×	様式21	×	様式21	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0258	様式22	様式22	×	様式22	×	様式22	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0262	様式23	様式23	×	様式23	×	様式23	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	㉑ 構造説明図 (姿図一覧、断面図)	CAS-1279	様式24	様式24	×	様式24	×	様式24	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0258	様式25	様式25	×	様式25	×	様式25	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		CAS-0262	様式26	様式26	×	様式26	×	様式26	×	×	×	×	×	×	×	×	×
審査登録費用	要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	

×は提出不要 ○は様式を問わない ※1は該当する場合(品質管理組織、施工管理組織、会社組織)

- (注 1) 申請書類は各認定番号の申請区分ごとに一覧表に従い作成し、正・副各 1 部を提出のこと。尚、申請書類の綴りは一覧表の①から⑳の書類番号順とすること。
- (注 2) 書類番号①の申請図書表紙は、申請区分により新規申請表紙（様式 1）、使用登録変更申請書（様式 1 - 1）に区分されるので注意のこと。
- (注 3) 新規申請・使用登録取消し申請以外は様式 2-3（変更・追加概要説明書）を必ず提出すること。
- (注 4) 申請書類は協会指定の様式で作成のこと。尚、申請書類の様式番号は 3 認定品とも一部を除き同一番号で統一されている。
- (注 5) 書類番号②の使用登録申請書は、申請区分により使用登録新規申請書（様式 2）、使用登録変更申請書（様式 2 - 1）、使用登録取り消し申請書（様式 2 - 2）に区分されるので注意のこと。
- (注 6) 書類番号⑯ 及び書類番号⑰は原則的には後日提出となるが、同時提出も可とする。
- (注 7) 書類番号⑬品質管理に関する覚書（申請企業・委託工場）は、協会への提出はコピーとし申請企業と委託工場が各 1 通を保管。
- (注 8) 工場名変更、工場追加、工場取り消しに関し、書類番号⑨、⑩、⑪、⑬は必要に応じ提出する。

※使用登録の取消しをした場合は、当協会から発行した「登録証」及び残りの証紙を当協会へ返却する。尚、返却された証紙料金の返金を行わない。

5. 審査申請書類等作成要領

書類はCASの番号毎に作成する、作成要領は5.1～5.20のとおり。

記入例(青字等)に従い、※印の赤文字の注意書き確認のうえ作成のこと(以下共通)。

申請書類の日付は全て審査申請書類提出月の1日とし、算用数字で記入する。

申請図書は全てA4判で提出する。

尚、申請書類作成に必要な様式データは、HPよりダウンロードして、記入例の上に修正上書きして使用のこと。

5.1 使用登録申請図書表紙

(1) 新規申請は「様式1」で作成する。

(2) 変更申請は「様式1-1」で作成する。

所定欄に、所属団体(一般社団法人日本サッシ協会または一般社団法人日本シャッター・ドア協会)をレ点で示すとともに、提出日、申請会社名を記載する。

※申請書式一式(W o r d版)を正とし、以下申請書様式は参考としてください。

新規申請表紙【様式1】

様式1

※1：認定名称と認定番号を記入のこと

鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付)

C A S - 1 2 7 9

使 用 登 録 申 請 図 書

所属団体

一般社団法人 日本サッシ協会

一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

2026年 6 月 1 日

申請会社名 〇〇〇〇株式会社

所属団体にレ点を入れること

申請日は当月の1日とする
(以降の書類も共通)

※1には下記から、該当する使用登録対象を記入する。

- 1) 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き) CAS-1279
- 2) 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き) CAS-0258
- 3) 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き) CAS-0262

様式1-1

※1：認定名称と認定番号を記入のこと

鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付)

C A S - 1 2 7 9

使 用 登 録 変 更 申 請 図 書

所属団体にレ点を記入のこと

所属団体
一般社団法人 日本サッシ協会
一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

申請日は当月の1日とする

2026年 6 月 1 日

申請会社名 〇〇〇〇株式会社

※1には下記から、該当する使用登録対象を記入する。

- 1) 鋼製シャッター鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き) CAS-1279
- 2) 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き) CAS-0258
- 3) 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き) CAS-0262

5. 2 使用登録申請書

使用登録申請書の様式は、新規申請、変更申請、及び取り消し申請の三種類とし、以下による。

- (1) 新規申請書 [様式 2]
- (2) 変更申請書 [様式 2-1]
- (3) 取り消し申請書 [様式 2-2]

申請者は代表取締役とし、同時に連絡窓口を記載する。

資格チェック欄には、(一社)日本サッシ協会の正会員、(一社)日本サッシ協会二種準会員(防火戸事業会員)のいずれかを、また、建設業許可、(一社)公共建築協会の「建築材料品質性能評価事業」鋼製建具登録企業であるか否かを記入する。

尚、当該事業の登録企業の場合は所定欄に評価番号および登録番号を記入する事。

5. 2. (1) 使用登録新規申請 [様式 2]

様式2

※2: 認定番号を記入のこと

CAS-1279 使用登録申請書

2026年6月1日

一般社団法人 日本サッシ協会 御中

※3: 認定名称を記入のこと

鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
について、販売、生産、施工を行いたいので、所定の書類を添付して申請いたします。

[申請者]
住 所: 〒△△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□

会 社 名: 〇〇〇〇〇〇株式会社 社印

代 表 者 名: 取締役社長
山田 〇〇 代表者印

[連絡窓口] 申請者と同じ場合も記入のこと

所 属 部 署: 〇〇事業部 △△部 □□□課
役職・氏名: 課長 田中 〇〇
連絡先住所: 〒 △△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□
T E L : 00-1234-5678
F A X : 00-1234-6789
E-メール : * * * * * @***. co.jp

該当項目にレ点を記入のこと

資格チェック

- (一社)日本サッシ協会の正会員です。
- (一社)日本サッシ協会の2種準会員です。
- (一社)公共建築協会「建築材料品質性能評価事業」鋼製建具の登録企業です。
評価番号 1 2 3 - 9 8 7 6 5 4 3 2 最新の評価番号記入
- 建設業許可登録 登録番号(国土交通大臣(特-25)第12345号)

※2には、使用登録申請を行なう対象の CAS-1279,CAS-0258,CAS-0262 の番号を記入する

※3には、下記の中から対象とする使用登録を記入する

- 1) 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 2) 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 3) 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き)

様式2-1

※2 認定番号を記入のこと

CAS-1279 使用登録変更申請書

2026年6月1日

一般社団法人 日本サッシ協会 御中

※3: 認定名称を記入のこと

鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
について、工場の追加と削除を行いたいので、所定の書類を添付して申請いたします。

※4: 変更・追加の項目の概要を記入のこと

[申請者]

住 所: 〒△△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□□□

会 社 名: ○〇〇〇〇〇株式会社 社印

代 表 者 名: 取締役社長
山田 ○○ 代表者印

[連絡窓口] 申請者と同じ場合も記入のこと

所 属 部 署: ○〇事業部 △△部 □□□課

役職・氏名: 課長 田中 ○○

連絡先住所: 〒△△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□□□

T E L : 00-1234-5678

F A X : 00-1234-6789

E-メール : * * * * * @***. co.jp

該当項目にレ点を記入のこと

資格チェック

(一社)日本サッシ協会の正会員です。

(一社)日本サッシ協会の2種準会員です。

(一社)公共建築協会「建築材料品質性能評価事業」鋼製建具の登録企業です。

評価番号 - 最新の評価番号を記入

建設業許可登録 登録番号(国土交通大臣(特-25)第12345号)

※2には、使用登録申請を行なう対象の CAS-1279,CAS-0258,CAS-0262 の番号を記入する

※3には、下記の中から対象とする使用登録を記入する

- 1) 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 2) 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 3) 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き)

※4には、表-1の申請区分2～10の中から変更申請の対象となるものを記入する。

使用登録変更申請の場合は、変更内容説明書[様式2-3]を必ず添付する。

※2: 認定番号を記入のこと
様式2-3

CAS- 1279 変更内容説明書

2026 年 6 月 1 日
会社名 ○○○○○株式会社

変更・追加等の詳細を記入のこと

変更・追加の区分	変更事項	様式No. 書類名	内容	理由
追加	委託工場の追加	様式9及び様式11	○○◆◇工業㈱及び▽△◎◎製作所㈱の2工場を委託工場として追加する。	対応工場拡張のため
変更	委託工場の削除	様式9及び様式11	委託工場の整理	取引中止のため

※2には、使用登録申請を行なう対象の CAS-1279,CAS-0258,CAS-0262 の番号を記入する

5. 2. (3) 使用登録取消し申請 [様式2-2]

[様式2-2]

様式2-2

※2 認定番号を記入のこと

CAS- 1279 使用登録取消し申請書

2026 年 6 月 1 日

一般社団法人 日本サッシ協会 御中

※3 : 認定名称を記入のこと

鋼製シャッター・鋼製片開き戸・両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
について、**使用登録**の取消しを行いたいので、所定の書類を添付して申請いたします。

[申請者]

住 所: 〒△△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□□□

会 社 名: 〇〇〇〇〇〇株式会社 社印

代 表 者 名: 代表取締役社長
〇〇 太郎 代表者印

[連絡窓口] 申請者と同じ場合も記入のこと

所 属 部 署: 〇〇事業部 △△部 □□□課

役職・氏名: 課長 □□ 次郎

連絡先住所: 〒 △△△-〇〇〇〇
□□□□□□□□□□□□□□

T E L: 〇△□-△□◎〇-△〇▽□

F A X: 〇△□-△□◎〇-▽〇△▽

E-メール : *****@***. co.jp

該当項目にレ点を記入のこと

資格チェック

(一社)日本サッシ協会の正会員です。

(一社)日本サッシ協会の2種準会員です。

(一社)公共建築協会「建築材料品質性能評価事業」鋼製建具の登録企業です。

評価番号 1 2 3 - 9 8 7 6 5 4 3 2 最新の評価番号を記入

建設業許可登録 登録番号(国土交通大臣(特-25)第12345号)

※2には、取消し申請を行なう対象のCAS-1279,CAS-0258,CAS-0262の番号を記入する。

※3には、下記の中から対象とする使用登録を記入する。

- 1) 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 2) 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)
- 3) 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き)

5. 3 製造工程説明書(CAS-1279,CAS-0258,CAS-0262 共通) [様式 3]

主構成材及び副構成材の受け入れから標準的な製造工程を記入する。

[様式 3]

様式 3		
製 造 工 程 説 明 書		
2026 年 6 月 1 日		
会社名 <u>〇〇〇〇〇〇株式会社</u>		
工 程	管 理 項 目	検 査 方 法
① 材料受入	板厚 機械的性質	JISマーク確認 ミルシート確認(1年ごと)
↓		
② 切断	切断寸法	工程検査表による
↓		
③ 機械加工	加工寸法 外観	同上
↓		
④ 部品受入(保管)	形状・寸法	同上
↓		
⑤ 部品取付け	金具の種類・作動 取付位置	同上
↓		
⑥ 組立・組入れ	組立状況 作動状況	同上
↓		
⑦ 塗装	塗料 JPMS28, JASS18M-109 または JASS18 M-111 塗付量	品質証明書 膜厚計による 膜厚検査(抜取検査) 目視、全数検査
↓		
⑧ 検査	内法寸法 W・H 外観	社内検査基準に合格していることを確認
↓		
⑨ 養生・保管	倉庫等	
↓		
⑩ 出荷		

5. 4 品質管理説明書(CAS-1279,CAS-0258,CAS-0262 共通) [様式4]

品質管理説明書は、工場の標準的品質管理について説明するとともに、(一社)日本サッシ協会が定める品質管理規定及び品質管理指導書に準拠した品質管理を行う旨を明記する。

当該説明書(3)関係規定については、整備されているものに○をつけること。名称が異なる場合は()内に規格の名称を記入のこと。

[様式4]

様式4

品質管理説明書

2026年6月1日
会社名 〇〇〇〇〇〇株式会社

(1)品質管理の方針

社は「品質至上」に基づき、品質の維持、向上が企業活動の中でなによりも優先することを第一とし、企業利益ならびにお客様や社会からの信頼獲得の源泉が「品質」にあることを理解し、品質管理活動を組織的に実施して行くとともに(一社)日本サッシ協会が定める品質管理規定及び同指導書に準拠した品質管理を行う

(2)品質管理組織

〇〇〇〇株式会社

- 管理部 — 品質保証部 ※3
- 設計部
- 製造部(工場) ※2 — 製造課 — 品質係 ※1
- 営業部
- 施工管理部

※自社の品質管理の実態組織が分かるように記入する会社全体組織と整合性を持たせること

※1 品質管理責任者

※2 製造管理責任者

※3 証紙管理責任部署

(3)関係規定

実態があるものに丸をつけること

品質管理組織に関する規定(品質管理規定)	(有) 無	
品質管理に関する規定(品質管理規定)	(有) 無	
製品規格に関する規定(製品規格)	(有) 無	
検査基準に関する規定(完成品検査規定)	(有) 無	
受入基準に関する規定(購買受入規定)	(有) 無	
苦情処理に関する規定(苦情処理規定)	(有) 無	
作業標準に関する規定(作業標準書)	(有) 無	
証紙管理に関する規定(証紙管理規定)	(有) 無	
施工管理に関する規定(施工管理規定)	(有) 無	
その他の規定()	(有) 無	

(4)報告

(一社)日本サッシ協会に対して毎年度ごと4月末日までに遮炎・遮煙性能防火戸の生産実績の報告を行う。

5. 5 品質管理項目 [様式5]

品質管理の基本的な管理項目につき、実施状況を具体的に記入する。

[様式5] CAS-1279,CAS-0258 の例

(CAS-0258,1279 用) 様式 5

品質管理項目

2026 年 6 月 1 日

会社名 ○○○○○株式会社

※これは記載例です。自社の規定に合わせて修正のこと

工程	管理項目	規格		測定器具・方法		数値・許容差		実施部門	管理方法	
		JIS規格など、品質特性		測定器具	検査方法	規格値	許容差			
施工図	防火戸の明記	施工図に明記する		目視		見やすい所に表示		施工図担当部門	全数チェック	
部品受入検査 資材・副資材	鋼板類	板厚	JIS G 3302 JIS G 4305	マイクロメーター又はデジタルノギス	一部測定確認	1.6 mm 1.5 mm	JIS による。寸法許容差は、中間業者又は製造業者等に指示したものとす。	資材部門	ミルシート及び抜取り検査	
	金物類	形状・数量	制定図又は部品図による	金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	測定・確認	外注品受入検査規定による		資材部門	メーカーの検査表確認、入荷ロット毎に一部抜取り検査	
	気密材等	形状・数量								
製造	切断寸法	工作図による	金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	寸法測定	社内規格による		製造担当部門	計数選別一回抜き取り検査		
	加工	工作図による								
	外観	キズのないこと							目視	目視確認
製品検査	金具取付け	図面指示通りであること		金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	測定・確認	ねじ等のゆるみが無く、指定位置に確実に取付けられていること		製造担当部門	組立完了時、抜取り又は全数検査	
	寸法	製品規格による				枠	W,H			2000 未満±1.0 mm
	外観	キズ、目違いなどがいないこと				目視	目視確認			限度見本による

[様式6] CAS-262 の例

(CAS-0262 用) 様式 6

品質管理項目

2026 年 6 月 1 日

会社名 ○○○○○株式会社

※これは記載例です。自社の規定に合わせて修正のこと

工程	管理項目	規格		測定器具・方法		数値・許容差		実施部門	管理方法	
		JIS規格など、品質特性		測定器具	検査方法	規格値	許容差等			
施工図	防火戸の明記	施工図に明記する		目視		見やすい所に表示		施工図担当部門	全数チェック	
部品受入検査 資材・副資材	鋼板類	板厚	JIS G 3302 JIS G 4305	マイクロメーター又はデジタルノギス	一部測定確認	1.6 mm 1.5 mm	JIS による。寸法許容差は、中間業者又は製造業者等に指示したものとす。	資材部門	ミルシート及び抜取り検査	
	ガラス	寸法・外観	JIS R 3204 網入板ガラス	鋼製巻尺・目視	測定・確認	JIS 規格及び製品規格による		資材部門	納入仕様書確認	
	金物類	形状・数量	制定図又は部品図による	金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	測定・確認	外注品受入検査規定による		資材部門	メーカーの検査表確認、入荷ロット毎に一部抜取り検査	
	気密材等	形状・数量								
製造	切断寸法	工作図による	金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	寸法測定	社内規格による		製造担当部門	計数選別一回抜き取り検査		
	加工	工作図による								
	外観	キズのないこと							目視	目視確認
製品検査	金具取付け	図面指示通りであること		金属製直尺・ノギス・鋼製巻尺	測定・確認	ねじ等のゆるみが無く、指定位置に確実に取付けられていること		製造担当部門	組立完了時、抜取り又は全数検査	
	寸法	製品規格による				枠	W,H			2000 未満±1.0 mm
	外観	キズ、目違いなどがいないこと				目視	目視確認			限度見本による

5. 6 施工管理説明書 [様式7]

施工管理説明書は、各会社の標準的施工管理に加え、(一社)日本サッシ協会が定める施工管理規定及び施工管理指導書に準拠した施工管理を行う旨を明記する。

[様式7]

様式 7

施 工 管 理 説 明 書

2026 年 6 月 1 日

会社名 〇〇〇〇〇〇株式会社

施工しない場合は添付不要

※自社の施工方針を」記入のこと

(1) 施工管理の基本方針

遮炎・遮煙性能防火戸の適正な施工を図り、法定の防火性能を確保することを目的とし、(一社)日本サッシ協会が定める「施工管理規定及び同指導書」に準拠した施工管理を行う。

※自社の施工部門の安全管理や工事管理の組織実態が分かるように記入。会社全体組織と整合性を持たせること

(2) 施工管理組織

```
graph LR; Company[〇〇〇〇〇株式会社] --- Management[管理部]; Company --- Design[設計部]; Company --- Construction[施工管理部]; Company --- Manufacturing[製造部(工場)]; Company --- Sales[営業部]; Construction --- DesignCourse[施工設計課]; Construction --- ManagementCourse[施工管理課]; Construction --- Safety[安全管理課]; ManagementCourse --- SiteManager[現場管理者]; SiteManager --- Disaster[防災責任者]; SiteManager --- Worker[施工者];
```

(3) 施工管理

施工は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準仕様書」、「建築工事監理指針」、「建築改修工事標準仕様書」、「建築改修工事監理指針」及び(一社)日本サッシ協会が定める「施工管理規定」、「施工管理指導書」に基づき、当社が責任を持って施工者を指導する。

(4) 施工管理規定

社内「施工管理規定」に基づき施工する。

(5) 留意事項

施工完了時、証紙貼付の確認をする。

(6) 付帯事項

防火戸は、平成 12 年建設省告示第 1369 号第 2 に基づいた施工を行う。

5. 7 会社概要 [様式8]

会社概要については、以下の項目について簡潔に記入する。

(1) 会社概要

- ① 会社名
- ② 住所
- ③ 代表者名
- ④ 資本金
- ⑤ 設立年月
- ⑥ 決算月
- ⑦ 取引銀行
- ⑧ 主な事業内容
- ⑨ J I S 番号 (取得している場合)
- ⑩ I S O 認証番号 (取得している場合)
- ⑪ 建設業許可番号
- ⑫ 建築材料品質性能評価番号 (取得している場合)
- ⑬ 主な所属団体

(2) 組織の概要

受注から施工図作成・製作及び取り付けまでに関して責任施工管理が明確になっていること。

(3) 営業の沿革・概要及び会社案内等

営業の沿革・概要を簡潔に記すとともに、会社案内、カタログ等を必ず添付すること。

(4) 製造管理責任者部署名及び氏名を記入。

(5) 品質管理責任者部署名及び氏名を記入。

(6) 証紙管理責任者部署名及び氏名を記入。

注) 製造管理責任者と品質管理責任者の兼務は認めない。

- ・(1)の①、に関し変更が生じた場合は、「社名変更」手続きを行うこと。
- ・(1)の②、③及び(2)、(4)、(5)、(6)に変更が生じた場合は、「会社概要」を新たに作成のうえ、「会社概要の変更」手続きを行うこと。

[様式8]

様式 8

会 社 概 要

2026 年 6 月 1 日

(1)会社概要(申請会社) (20**年*月1日現在)

会社名	〇〇〇〇 株式会社		
住所	〒123-4567 □□□□□□□□□□□□ TEL 03(2345)5678 FAX 03(2345)8765		
代表者名	〇〇 太郎	資本金	** 億円
設立年月	2001 年 10 月	決算月	3 月
取引銀行	三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行		
主な事業内容	鋼製建具:70(%)、ステンレス建具:5(%) アルミ建具:20(%)、その他:5(%)		
JIS 認証番号	JIS A 4706 代表 BL*****	ISO 認証番号	ISO9001 RQ*** ISO14001 JMAQA-****
建設業許可番号	登録番号国土交通大臣許可 (特-**)第 12345 号		
建築材料品質性能評価番号	評価第 ***-*****号		
主な所属団体	(一社)日本サッシ協会		
	(一社)建築開口部協会		
	(一社)リビングアメニティ協会		
	(一社)日本建材・住宅設備産業協会		

※自社工場は付表1に記入
※委託工場は付表2に記入

(2)組織の概要

```

    社 長
    ├── 管理部 ─┬─ 総務部
    │             ├── 人事部
    │             └─ 品質保証部
    ├── 設計部 ─┬─ 商品開発課
    │             └─ 設計課
    ├── 製造部 (工場) ── 製造課 ── 品質係
    ├── 営業部 ─┬─ 営業1部
    │             └─ 営業2部
    └─ 施工管理部 ─┬─ 施工設計課
    │               ├── 施工管理課
    │               └─ 安全管理課
    
```

※1 製造管理責任者 部署名:製造部 氏名 □△ 一郎
 ※2 品質管理責任者 部署名:製造部品質係 氏名 ◎○ 健太
 ※3 証紙管責任者 部署名:品質保証部 氏名 ▽○ 隆

※製造管理者と品質管理者は兼務できません

(3)営業の沿革・概要 会社案内等(別添)

※会社案内、事業概要、カタログなど組織や実績などが分かるものを必ず添付のこと

5. 9 付表1・自社工場 [様式10]

自社工場について工場毎に以下を記入する。

- ① 工場名
- ② 所在地
- ③ J I S 番号（取得している場合）
- ④ I S O 認証番号（取得している場合）
- ⑤ 建築材料品質性能評価番号（取得している場合）

※工場名変更（①、②）、工場追加、工場取り消しが生じた場合は、最新情報で作成し一式提出のこと。

[様式10]

様式 10			
2026年6月1日			
会社名 <u>〇〇〇〇〇〇株式会社</u>			
付表1（自社工場）			
工場名	〇〇〇(株)本社工場		
所在地	〒123-4567 △△県△△市△△町△丁目△番地		
JIS 番号	*****	ISO 認証番号	*****
建築材料評価性能評価番号	評価第	〇〇□ - △□◎□×〇号	号
工場名	〒		
所在地	TEL FAX		
JIS 番号		ISO 認証番号	
建築材料評価性能評価番号	評価第	—	号
工場名	〒		
所在地	TEL FAX		
JIS 番号		ISO 認証番号	
建築材料評価性能評価番号	評価第	—	号
工場名	〒		
所在地	TEL FAX		
JIS 番号		ISO 認証番号	
建築材料評価性能評価番号	評価第	—	号
工場名	〒		
所在地	TEL FAX		
JIS 番号		ISO 認証番号	
建築材料評価性能評価番号	評価第	—	号

※該当する取得許可などがある場合は番号を記入

※工場名変更、工場追加、工場取り消しが生じた場合は、最新情報で作成し提出のこと。

5. 10 付表2・委託工場 [様式11]

委託工場に関し工場毎に以下を記入する。

- ①会社名 (工場名も併記)
- ②所在地
- ③代表者名
- ④資本金
- ⑤設立年月
- ⑥決算月
- ⑦JIS番号 (取得している場合)
- ⑧ISO認証番号 (取得している場合)
- ⑨建築材料品質性能評価番号 (取得している場合)
- ⑩所属団体 (所属団体に○印を付す)

※会社名変更 (①、②)、会社名追加、会社名取り消しが生じた場合は、最新情報で作成し一式提出のこと。

[様式11]

様式 11			
2026年6月1日			
会社名 <u>○○○○○○株式会社</u>			
付表1 (委託工場)			
工場名	○○○製作所(株)		
所在地	〒123-4567 △△県△△市△△町△丁目△番地 TEL FAX		
代表者名	*****	資本金	***** 百万円
設立年月	2001年10月	決算月	月
JIS番号	ISO 認証番号		
建築材料 評価性能 評価番号	評価第 ○○○ -△□◎○○×○号		
所属団体	<input checked="" type="checkbox"/> (一社)日本サッシ協会	<input checked="" type="checkbox"/> (一社)建築開口部協会	(一社)日本シャッター・ドア協会
工場名			
所在地			
代表者名		資本金	百万円
設立年月	年 月	決算月	月
JIS番号	ISO 認証番号		
建築材料 評価性能 評価番号	評価第 ○○○ -△□◎○○×○号		
所属団体	<input type="checkbox"/> (一社)日本サッシ協会	<input type="checkbox"/> (一社)建築開口部協会	(一社)日本シャッター・ドア協会
工場名			
所在地			
代表者名		資本金	百万円
設立年月	年 月	決算月	月
JIS番号	ISO 認証番号		
建築材料 評価性能 評価番号	評価第 ○○○ -△□◎○○×○号		
所属団体	<input type="checkbox"/> (一社)日本サッシ協会	<input type="checkbox"/> (一社)建築開口部協会	(一社)日本シャッター・ドア協会

5. 1 1 品質管理に関する覚書 [様式 12]

- (1) (一社)日本サッシ協会(甲)と審査申請企業(乙)は、国土交通大臣認定の複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)の品質管理に関する覚書を取り交わす。
 - (2) 覚書は協会指定の証書にて行い、2通作成し、甲、乙捺印の上、各自その1通を保有する。
 - (3) 証書1行目空白部に申請企業名を記載する。
 - (4) 覚書締結日は申請月の1日とする。
 - (5) 署名人は、甲は(一社)日本サッシ協会理事長、乙は申請企業の代表取締役とし、乙の記載欄に住所、会社名、代表取締役の順に記載する。
- 注:(一社)日本サッシ協会理事長は2年ごとに交代のため、都度確認のこと。

[様式 12]

様式 12
品質管理に関する覚書
※5 CAS 1279 の例
(一社)日本サッシ協会(以下甲という)と ○○○○株式会社(以下乙という)とは、甲が保有する国土交通大臣認定 CAS-1279 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)(以下遮炎・遮煙性能防火戸という)の製造及び供給する企業(登録企業)と品質に関する覚書を以下のとおり締結する。
第1条 乙は、遮炎・遮煙性能防火戸の生産にあたり、甲が定める仕様書を満足するよう、その品質管理に関して万全の注意を払うものとする。
第2条 甲は、乙の生産する遮炎・遮煙性能防火戸の品質維持のため、必要と認めた場合、乙の工場へ立ち入り調査できるものとする
第3条 甲は、乙の品質管理の履行に関し不備な点があると判断した場合、乙に改善指導をすることができる。
第4条 乙は、甲の求めに応じて、品質管理の状況を甲に報告するものとする。
第5条 乙は、乙が製造供給した製品に関し外部クレームが発生した場合、甲が定めた品質管理規定に基づき速やかに対処するものとする。
第6条 本覚書に定めのない事項又は、本覚書の定めに疑義を生じた事項については、甲、乙協議れからも何ら申し出がないときは、同一条件で1年間有効とし、以後も同様とする。
第7条 本覚書に定めのない事項又は、本覚書の定めに疑義を生じた事項については、甲、乙協議の上、その都度決定する。
本覚書の証として、本証書を2通作成し、甲、乙捺印の上、各自その1通を保有する。
2026 年 6 月 1 日
甲 〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階 一般社団法人 日本サッシ協会 Ⓜ ※サッシ協会の印 理事長 平能 正三 ※理事長は2年毎に代わります
乙 〒136-8535 東京都江東区大島2丁目1番1号 ○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○ 太郎 Ⓜ ※代表者の印

※5には、下記の中から対象とする使用登録番号を記入する。

- CAS-1279 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)。
- CAS-0258 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)。
- CAS-0262 網入板ガラス入鋼製開き戸(準耐火構造壁・床付き)

5. 1 2 品質に関する覚書（委託工場との覚書） [様式 13]

委託工場がある場合は、申請会社と委託工場間で品質管理に関する覚書を遵守するために誓約書を作成し、申請書類としてコピーを提出する。

- (1) 日付は仕様登録申請書と同一日とする。
- (2) 誓約書には申請会社、委託工場の社印を捺印する。

[様式 13]

様式 13 会員企業→委託工場	
遮炎・遮煙性能防火戸の品質管理に関する覚書	
〇〇〇〇株式会社(以下甲という。)と△△製作所株式会社(以下乙という。)とは、甲が乙に生産委託する遮炎・遮煙性能防火戸の品質管理に関し、以下の通り覚書を締結する。	
第1条	乙は、遮炎・遮煙性能防火戸の生産にあたり、甲が定める製品規格を満足するよう、その品質管理に関して万全の注意を払うものとする。
第2条	甲は、乙の生産する遮炎・遮煙性能防火戸の品質維持のため、必要と認めた場合、乙の工場へ立入り調査できるものとする。
第3条	甲は、乙の品質管理の履行に関し不備な点があると判断した場合、乙に改善指導することができる。
第4条	乙は、甲の求めに応じて、品質管理の状況を甲に報告するものとする。
第5条	乙は、乙が生産した受託製品に関し外部クレームが発生した場合、甲が作成した苦情処理規定に基づき、速かに対処するものとする。
第6条	本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から2年間とし、期間満了3ヶ月以前迄に、甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは更に1ヶ年延長するものとし、以後も同様とする。
第7条	本覚書に定めのない事項又は、本覚書の定めに関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、その都度決定する。
本覚書締結の証として、本証書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保持する。	
2026年6月1日	
甲	□□県□□市***町11-2-34 〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 ○○ 太郎 ①
	※社長に限定しない ※代表者の印
乙	□□県□□市△△町5-6-78 △△製作所株式会社 代表取締役 □□ 高男 ①
	※社長に限定しない ※代表者の印

5. 1 3 参考資料

建設業許可書、(一社)公共建築協会の「建築材料品質性能評価事業」の鋼製建具登録企業は評価書、その他第三者試験機関による試験成績書等の写し(コピー)を添付すること。

5. 1 4 登記簿謄本

申請区分の新規申請及び社名変更の場合に提出する。

登記簿謄本は2通(コピー可)提出すること。

5. 1 5 誓約書 [様式 14]

申請に当たり、協会発行の複合防火設備(準耐火構造壁・床付き)の仕様書及び品質管理規定、品質管理指導書、罰則規定、施工管理規定、施工管理指導書及び品質管理に関する覚書を遵守するために誓約書を提出する。

(1) 日付は仕様登録申請書と同一日とする。

(2) 誓約書の代表者名は申請会社の代表取締役とし、代表者印を捺印し提出する。

[様式 14]

様式 14	
誓 約 書	
2026 年 6 月 1 日	
一般社団法人 日本サッシ協会 殿	
申請会社名	〇〇〇〇株式会社
代表者名	〇〇 太郎 印
※代表者の印	
※6 CAS-1279 の例	
今回の申請にあたり、貴協会発行の 認定番号 CAS-1279 仕様書及び品質管理規定、品質管理指導書、罰則規定、 施工管理規定、施工管理指導書及び品質管理に関する覚書を遵守することを誓約 致します。	

※6には、下記の中から対象とするCAS認定番号を記入する。

CAS-1279, CAS-0258, CAS-0262

5. 1 6 遮炎・遮煙性能防火戸証紙頒布契約書 [様式 15]

- (1) (一社) 日本サッシ協会 (甲) と使用登録企業 (乙) は、国土交通大臣認定の複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き) の証紙頒布及び使用に関する覚書を取り交わす。
- (2) 覚書は協会指定の証書にて行い、2 通作成し、甲、乙捺印の上、各自その 1 通を保有する。
- (3) 遮炎・遮煙性能防火戸証紙頒布契約書の表紙最下段に申請企業名を記載のこと。
- (4) 契約書本文 1 行目空白部に申請企業名を記載する。
- (4) 契約書締結日は申請月の 1 日とする。
- (5) 署名人は、甲は (一社) 日本サッシ協会理事長、乙は申請企業の代表取締役とし、乙の記載欄に住所、会社名、代表取締役の順に記載する。

注：(一社) 日本サッシ協会理事長は 2 年ごとに交代のため、都度確認のこと。

[様式 15]

様式 15

※7 CAS 1279 の例

遮炎・遮煙性能防火戸証紙頒布契約書

(一社) 日本サッシ協会 (以下甲という) と ○○○○株式会社 (以下乙という) とは、甲が保有する国土交通大臣認定 CAS-1279 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・両開き戸／複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き) (以下遮炎・遮煙性能防火戸という) の証紙の頒布及び使用について以下のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、建築基準施行令第 112 条第 19 項第二号に規定する[区画に用いる防火設備]に表示する証紙を乙に頒布する。

第2条 乙は、甲の指示する方法により、証紙を遮炎・遮煙性能防火戸に貼付して使用するものとし証紙を遮炎・遮煙性能防火戸以外には貼付しないものとする。

第3条 乙は証紙の頒布を受けるときは、別に定める様式の「証紙頒布請求書」を甲に提出し頒布を受けるものとする。

第4条 証紙の価格は、甲が別途に定めた価格によるものとする。

第5条 乙は、乙の定める様式により証紙の使用実績等について受払い管理を行うものとする。

第6条 甲は、その必要があると認めた時は、乙に対して証紙の使用実績等につき報告を求め又は生産、出荷若しくは施工の現場につき証紙の使用状況等を調査することができる。

第7条 甲は、その必要があると認めた時は、遮炎・遮煙性能防火戸適格品であることを確認するため乙の製品について調査を行うことができるものとし、乙はこれを承諾し協力するものとする。

第8条 乙は、他の企業、個人及び会員企業間にて証紙を譲り渡し、また他より譲り受けしてはならない。

第9条 乙が、この契約書に定められた義務の履行を怠り、若しくは、これに違反したときは、別に定める罰則規定により措置を講ずる。

第10条 この契約は、乙が甲の会員企業の資格を失った時をもって終了する。

第11条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の証として、本証書を2通作成し、甲、乙捺印の上、各自その1通を保有する。

甲 〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル7階
 一般社団法人 日本サッシ協会 ㊟ ※理事長の印
 理事長 平能 正三 ※理事長は2年毎に代わります

乙 〒136-8535 * * * * *
 ○○○○株式会社
 代表取締役社長 ○○ 太郎 ㊟ ※代表者の印

※7には、下記の中から対象とする使用登録場番号の認定番号、名称を記入する。

- CAS-1279 鋼製シャッター・鋼製片開き戸・鋼製両開き戸／複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き)。
- CAS-0258 鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備 (準耐火構造壁・床付き)。
- CAS-0262 網入板ガラス入鋼製開き戸 (準耐火構造壁・床付き)

5. 17 商品名など一覧表 [様式 16、17、18]

右上に申請日と会社名を記入。

尚、商品名など一覧表が複数になる場合は、商品名など一覧表に続けて連番をつける。

<例> 商品名など一覧表-1 ~ 商品名など一覧表-3

- (1) 申請する商品の全てを商品名別、開閉形式・材質別に○印を記入すること。
備考（特徴）欄は以下のとおり記入すること。
○印を付した項目全ての備考欄に 遮炎・遮煙性能 と記入
- (2) 商品の追加は以下とする。
①商品の追加申請の種類は、商品名の追加及び開閉形式の追加とする。
②前回分を利用し、追加の商品名及び追加の開閉形式に○印を記入したものを提出する。
- (3) 商品の取り消しは以下とする。
①商品の取り消し申請の種類は、商品名の取り消し及び開閉形式の取り消しとする。
②前回分を利用し、取り消し商品名及び取り消し開閉形式の該当部分を二本線で消したものを提出する。
- (4) 商品仕様の変更の場合、商品名など一覧表は不要。

【様式 16】 CAS-1279 の記入例

商品名など一覧表														(CAS-1279用)様式 16
														2026年6月1日
														会社名 ○○○○株式会社
開閉形式 材質 商品名	常時閉鎖		常時閉鎖		随時閉鎖		随時閉鎖		随時閉鎖		随時閉鎖		備考 特徴	枠見込 (mm)
	片開き	片開き	両(親子) 開き	両(親子) 開き	片開き	片開き	片開き (避難口付)	片開き (避難口付)	両(親子) 開き	両(親子) 開き	両(親子) 開き (避難口付)	両(親子) 開き (避難口付)		
	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス		
1	CAS1279-SD1	○											遮炎・遮煙性能	80以上
2	CAS1279-SD2			○									遮炎・遮煙性能	80以上
3	CAS1279-SD3				○								遮炎・遮煙性能	80以上
4	CAS1279-SD4					○							遮炎・遮煙性能	100以上
5	CAS1279-SD5								○				遮炎・遮煙性能	80以上
6	CAS1279-SD6										○		遮炎・遮煙性能	100以上
7	CAS1279-SU1	○											遮炎・遮煙性能	80以上
8	CAS1279-SU2			○									遮炎・遮煙性能	80以上
9	CAS1279-SU3				○								遮炎・遮煙性能	80以上
10	CAS1279-SU4							○					遮炎・遮煙性能	100以上
11	CAS1279-SU5									○			遮炎・遮煙性能	80以上
12	CAS1279-SU6											○	遮炎・遮煙性能	100以上

商品名に特に制限はないが区別がつくような名称にする。
構造説明図右下に記入する商品名と一致させること。

※枠見込みは常時閉鎖及び随時閉鎖（避難口なし）は80mm以上とし、随時閉鎖（避難口付）は100mm以上とする。

【様式 17】 CAS-0258 の記入例

(CAS-0258 用)様式 17

商品名など一覧表

2026 年 8 月 1 日

会社名 〇〇〇〇株式会社

商品名に特に制限はないが区別がつくような名称にする。構造説明図右下に記入する商品名と一致させること。

商品名	開閉型式 材質	随時閉鎖		随時閉鎖		随時閉鎖		備考	
		片開き 2枚		両開き 3枚		両開き 4枚		特徴	枠見込 (mm)
		スチール	ステンレス	スチール	ステンレス	スチール	ステンレス		
1	CAS0258-SD1	○						遮炎・遮煙性能	100 以上
2	CAS0258-SD2			○				遮炎・遮煙性能	100 以上
3	CAS0258-SD3					○		遮炎・遮煙性能	100 以上
4	CAS0258-SU1		○					遮炎・遮煙性能	100 以上
5	CAS0258-SU2				○			遮炎・遮煙性能	100 以上
6	CAS0258-SU3						○	遮炎・遮煙性能	100 以上
7									
8									
9									
10		商品取消の場合は、前回提出分を利用し、 二重線で該当部分を消して手支出すこと				商品追加の場合は、前回提出分を利用し、 追加すること			
11									

【様式 18】 CAS-0262 の記入例

(CAS-0262 用)様式 18

商品名など一覧表

2026 年 6 月 1 日

会社名 〇〇〇〇株式会社

商品名に特に制限はないが区別がつくような名称にする。構造説明図右下に記入する商品名と一致させること。

商品名	開閉形式 材質	常時閉鎖				備考	
		片開き		両開き		特徴	枠見込 (mm)
		スチール	ステンレス	スチール	ステンレス		
1	CAS-0262-SS1	○				遮炎・遮煙性能	100 以上
2	CAS-0262-SS2			○		遮炎・遮煙性能	100 以上
3	CAS-0262-SU1		○			遮炎・遮煙性能	100 以上
4	CAS-0262-SU2				○	遮炎・遮煙性能	100 以上
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

5. 1 8 主構成材仕様 [様式 19. 20]

主構成材料は、戸と枠について記入する。

(1) 戸の主構成材料を以下の①～③に分けて記入する

- ①鋼板
- ②ステンレス鋼板
- ③網入板ガラス (CAS-0262の場合のみ記入)

(2) 枠の主構成材料を以下の①、②に分けて記入する。

- ①鋼板
- ②ステンレス鋼板

[様式 19]CAS-1279 及び CAS-0258 の記入例

様式 19 (CAS-1279,0258 用)			
主 構 成 材 料 の 仕 様			
※これは記載例です。自社の仕様を記入のこと		2026 年 6 月 1 日	
会社名 ○○○○株式会社			
部 位	構成材料区分	仕 様	備 考
戸	スチール仕様	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する SGCC または SGHC 主要部の呼び板厚 表面材: 1. 6mm、力骨2. 3mm、中骨1. 6mm	
	ステンレス仕様	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定する SUS304 主要部の呼び板厚 表面材: 1. 5mm、力骨2. 3mm、中骨1. 6mm ※力骨、中骨は SGCC または SGHC <u>ただし、表面板との異種金属腐食防止措置を施すこと</u>	力骨、中骨はスチール仕様に準ずる
枠	スチール仕様	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する SGCC または SGHC 主要部の呼び板厚 枠: 1. 6mm ※くつずり: 1. 5mm(ステンレス)	
	ステンレス仕様	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定する SUS304 主要部の呼び板厚 枠: 1. 5mm、くつずり: 1. 5mm(ステンレス)	

[様式 20]CAS-0262 の記入例

様式 20 (CAS-0262 用)			
主 構 成 材 料 の 仕 様			
※これは記載例です。自社の仕様を記入のこと		2026 年 6 月 1 日	
会社名 ○○○○株式会社			
部 位	構成材料区分	仕 様	備 考
戸	スチール仕様	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する SGCC または SGHC 主要部の呼び板厚 表面材: 1. 6mm、力骨2. 3mm、中骨1. 6mm	
	ステンレス仕様	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定する SUS304 主要部の呼び板厚 表面材: 1. 5mm、力骨2. 3mm、中骨1. 6mm ※力骨、中骨は SGCC または SGHC <u>ただし、表面板との異種金属腐食防止措置を施すこと</u>	力骨、中骨はスチール仕様に準ずる
	ガラス	網入板ガラス (a) 単板ガラス JIS R 3204 (網入板ガラス)に規定する6. 8ミリ及び10ミリ厚さのかく網入板ガラス及びひし網入板ガラス (b) 合わせガラス(a)に規定する網入ガラスを組み入れたJIS R 3205 に規定する合わせガラス (c) 複層ガラス(a)に規定する網入ガラスを組み入れたJIS R 3209 に規定する複層ガラス	
枠	スチール仕様	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)に規定する SGCC または SGHC 主要部の呼び板厚 枠: 1. 6mm ※くつずり: 1. 5mm(ステンレス)	
	ステンレス仕様	JIS G 4305(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定する SUS304 主要部の呼び板厚 枠: 1. 5mm、くつずり: 1. 5mm(ステンレス)	

5. 1 9 副構成材仕様 [様式 21、22、23]

副構成材料については以下の材料毎に仕様を記入する。

- ① グレージング用シーリング材
- ② 気密材
- ③ ガラス用セッティングブロック
- ④ ねじ等
- ⑤ アンカー、補強板等
- ⑥ 金物

[様式 21] CAS-1279 の記入例

様式 21
(CAS-1279 用)

副 構 成 材 料 の 仕 様

2026 年 6 月 1 日

会社名 〇〇〇〇〇株式会社

※これは記載例です。自社の仕様を記入のこと

副構成材料	仕 様	備 考
気密材	EPDM、クロロブレンゴムまたはシリコーンゴム	
ねじ等	JIS G 4308(ステンレス鋼線材)に規定する SUS 304、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)に規定する SUS 302、JIS G 4309(ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、JIS G 4314(ばね用ステンレス鋼線)に規定する SUS 304 又は SUS 302、JIS G 4315(冷間圧造用ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、又は、SUS XM7 等の材質のもの	ただし、金物類の取付ねじは、金物に同梱された専用ねじを用いる
アンカー・補強等	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯)に規定する SGCC 又は SGHC	
金物	吊り金具	丁番: ステンレス、ピボットヒンジ: ステンレスカバー付鋳鉄、ヒンジクローザー(丁番型、フロア型): 鋳鉄、フロアヒンジ: 鋼板等
	錠前	ラッチボルト機構を有するケースロック(ステンレス等)
	自閉装置	ドアクローザー(コンシールド含む): アルミダイカスト、
	自動フランス落し	ステンレス等(両開き・親子開きに使用)
	フランス落し	片側固定の場合に限る
	閉鎖順位調整器	ステンレス等(両開き又は親子開きに使用)

[様式 22] CAS-0258 の記入例

様式 22
(CAS-0258 用)

副 構 成 材 料 の 仕 様

2026 年 6 月 1 日

会社名 〇〇〇〇〇株式会社

※これは記載例です。自社の仕様を記入のこと

副構成材料	仕 様	備 考
気密材	EPDM またはクロロブレンゴム	
ねじ等	JIS G 4308(ステンレス鋼線材)に規定する SUS 304、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)に規定する SUS 302、JIS G 4309(ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、JIS G 4314(ばね用ステンレス鋼線)に規定する SUS 304 又は SUS 302、JIS G 4315(冷間圧造用ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、又は、SUS XM7 等の材質のもの	ただし、金物類の取付ねじは、金物に同梱された専用ねじを用いる
アンカー・補強等	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯)に規定する SGCC 又は SGHC	
金物	吊り金具	ヒンジクローザー: 鋳鉄
	錠前	ラッチボルト機構を有するケースロック(ステンレス等)
	電磁レリーズローラー受座	鋼、ステンレス鋼等
	自動フランス落し	ステンレス等(両開きに使用)
	閉鎖順位調整器	ステンレス等(両開きに使用)
	扉連結金物	フラット金物、ドアフォルダ: 鋳鉄

副 構 成 材 料 の 仕 様

2026 年 6 月 1 日

※これは記載例です。自社の仕様を記入のこと

会社名 ○○○○株式会社

副構成材料	仕 様		備考
グレイジング用シーリング材	JIS A 5778 (建築用シーリング材)に規定するグレイジング用シーリング材で、「発熱特性試験」において、着炎時間が 100 秒以上かつ温度時間面積(°C分)が 50 以下のものとする		
気密材	EPDM またはクロロブレンゴム		
ガラス用セッティングブロック	けい酸カルシウム板、又は JASS 17 ガラス工事に規定するセッティングブロックのうち、クロロブレンゴム、EPDM-S を用いる		
ねじ等	JIS G 4308(ステンレス鋼線材)に規定する SUS 304、JIS G 4303(ステンレス鋼棒)に規定する SUS 302、JIS G 4309(ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、JIS G 4314(ばね用ステンレス鋼線)に規定する SUS 304 又は SUS 302、JIS G 4315(冷間圧造用ステンレス鋼線)に規定する SUS 305J1、又は、SUS XM7 等の材質のもの		ただし、金物類の取付ねじは、金物に同梱された専用ねじを用いる
アンカー・補強等	JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板又は鋼帯)に規定する SGCC 又は SGHC		
金物	吊り金具	丁番: ステンレス、ピボットヒンジ: ステンレスカバー付 鋳鉄、ヒンジクローザー(丁番型、フロア型): 鋳鉄、フロアヒンジ: 鋼製等	
	錠前	ラッチボルト機構を有するケースロック(ステンレス等)	
	自閉装置	ドアクローザー: アルミダイカスト	
	自動フランス落し	ステンレス等(両開きに使用)	
	フランス落し	片固定に限る	
	閉鎖順位調整器	ステンレス等(両開きに使用)	

5. 20 構造説明図 [様式 24、25、26]

(1) 申請に必要な構造説明図

構造説明に必要な図は以下の 1) 及び 2) とし、(2) の図枠及び図面用紙に従い作成する。

1) 製品一覧と設計範囲

● CAS-1279

常時閉鎖方式の片開き、両開き（親子開き含む）、随時閉鎖方式の片開き及び避難口付き片開き、同両開き及び避難口付き両開きについて製品一覧を設計範囲表と共に作成する。

● CAS-0258

遮煙防火折りたたみ戸の片開き 2 枚、両開き 3 枚、両開き 4 枚について製品一覧を設計範囲表と共に作成する。

● CAS-0262

片開き、両開き（親子開き含む）それぞれについて袖付き、欄間付き、袖・欄間付きの製品一覧を各部の設計範囲表と共に作成する。

以下、共通とする。

①各部の設計範囲が同じであれば、スチール仕様とステンレス仕様を兼用して作成できる。

②姿図には、W、H、DW、DHのほか WW（戸枠幅）、HH（戸枠高さ）等、基本的な寸法がわかる表記とする。

③これらの各寸法に対応する設計範囲表を作成する。

2) 姿図／断面図

● CAS-1279

● CAS-0258

● CAS-0262

タイプごとに姿図及び製品の形状・構造が説明できる、たて断面図、横断面図、召し合わせ各部詳細図等を下記事項に配慮し作成する。

① スチール仕様とステンレス仕様は、別に作成する。

② 製品一覧に書かれた申請する製品すべての図面を準備する。1 枚に書ききれない場合は、断面図の一部を次頁の用紙へ記載する。

(2) 図枠及び図面用紙

姿図及び構造断面図を CAS の番号及び材質毎に作成する。

当協会が提供した CAD 図面を参照して A4 版で図面化する。

図法は三角法を基本とする。線や点、文字の表現方法は規定しない。

構造説明図は CAS-1279（様式 24）、CAS-0258（様式 25）、CAS-0262（様式 26）に従い、3 種類作成する。

※構造説明図については、事前相談時に申請の意思を確認のうえ、CAD データ (DXF データ) を送付します。

6. ファイル方法

提出書類のファイル方法は下記による。

- ①書類は全てA4サイズとする。
- ②一式を1冊のファイルにとじること。尚、ファイルの種類は、A4-S（タテ）コクヨ フラットファイル程度とし、色はピンクとする。
- ③表紙には申請するCAS番号を表題として、又、下段に会社名を記載する。（横書き）
- ④表紙の背中には、下半分の箇所に会社名を記載する。（縦書き）
- ⑤綴じ順は、5. 1～5. 20とする。
- ⑥以上を2部提出のこと。尚、審査通過後、1部は協会保管、1部は返却とする。返却された申請書類は責任を持って保管のこと。

